

「人には、その時々で、やるべきことがあります。皆さんは大学で学んでいます。それは学歴をつけるためだけではないはずです。学力をつけるためです。」

「しかし、学力があるだけでは不十分です。社会で通用する実力をつける必要があります。」

「また、同じ椅子に座り続けると、権力が強くなるものです。私も、実力を超える権力を持ち始めたと感じるようになったので、社長をやめる決心をしました。」

実際に、論理的で明快。しかも、その場にいる学生の目線に合わせて



## 目線を合わせて伝える

大学で教鞭をとっていたとき、経営者の方を週替わりで招いて授業をしてもらう特別公開授業を企画したことがあります。多くの方に講師をお願いしました。今でも忘れられないのが三浦工業(株)の創業者・三浦保氏が話された学生の質問への答えです。講師をお願いしたのは社長交代をされた直後でした。

講話が終わった後、ある女子学生が次のような質問をしたのです。

「あなたはまだ若いのに、なぜ社長交代をされたのですか？」

すると、三浦氏は次のように答えられたのです。

知っておきたい

# 新事業・相続継承



第11回 自筆遺言証書の簡素化

た話。学生には、これから何をすべきか、どうあるべきか十分に伝わったはずだ。



## ここが本題にもどる

### 自筆証書遺言の作成例

自筆証書遺言の遺言者は、遺言書の全文、すなわち本文、日付及び氏名を自書し、押印するのが原則です。

しかし、決まった様式があるわけではありません。そこで、財産が多い場合等には、(ア)誰に、どの財産を相続させるかを示す本文を作成し(イ)それに財産目録を添付することもできます。

改正前は、本文も財産目録も全てを自書する必要がありました。しかし、改正後は、本文は自書しなければなりません。財産目録等については、パソコン等で作成してもよくなりました。

また、土地等の不動産については登記事項証明書を財産目録として添付し、預貯金については通帳のコピーを添付してもよいことになりました。これで、自筆証書遺言の作成は簡素化され、普及すると思われる。次は、財産目録を添付する場合の例です。

### 遺言書

私、松山一郎は次のとおり遺言する。

#### 第1条

私は財産目録1に記載する定期預金を妻松山洋子に相続させる。

#### 第2条

私は財産目録2に記載する不動産長男松山洋に相続させる。

令和〇年〇月〇日

松山市〇〇町〇丁目〇番地  
松山一郎

▲自筆で作成



公認会計士・税理士  
松山大学名誉教授  
税理士法人原田会計会長

原田 満範

添付する財産目録等について様式等の定めはありません。ただ、遺言者本人が、その記載内容を確認していることを明確にするため、あるいは改ざんを防ぐため、財産目録の各ページに署名押印する必要がありますが、押印する印鑑については特別な定めはなく、認めで差し支えありません。なお、この署名・押印は、自書によらない記載が片面の場合には、その面または裏面の一カ所、記載が両面にある場合には、両面に署名・押印が必要です。

民法は訂正方法を定めており、変更の場所を指示し、変更した旨を付記し、これに署名し、かつ、変更場所に押印する必要があります。

ところで、訂正が民法の要件を満たしていない場合には、加除変更はなかったものとして取り扱われますが、遺言書自体が無効になるわけではありません。

### 財産目録等作成の要件

#### 財産目録 1

1. 〇銀行〇支店 定期預金〇号
2. 〇銀行〇支店 定期預金〇号

松山一郎

#### 財産目録 2

1. 土地
- 所在 〇〇市〇〇町〇丁目
- 地番 〇番
- 地積 〇〇平方メートル

松山一郎

▲パソコンで作成